

事件番号 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(6)

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2022年1月27日

原告 榎本清 印

1. はじめに

前回、第7回口頭弁論期日(2021年12月9日)において最終準備書面提出を裁判長より指示され、その場では特段異論を述べなかったが、以下の理由で証人申請が必要と考えるに至ったので、裁判の継続と証人申請を求める。

2. 裁判継続の必要性

(1) 被告準備書面(5)の証拠について

本件訴訟における被告の処理に違法性があったか否か、その核心である東大和市議会会議規則第130条のただし書きについて、第6回口頭弁論において審理がなされた。裁判長からは原告に対して、その主張を裏付けるような他市の事例を示すよう指示があった。また被告に対しては、東大和市議会における陳情を委員会に付託しなかった場合に、どのように処理しているのかを示すように求められた。

第7回口頭弁論において、原告は東村山市議会と小平市議会での事例(甲18号証 甲20号証)を示し、東大和市議会会議規則第130条ただし書きが、本会議に直接上程される可能性を示すものであることを明らかにした。

いっぽう被告が準備書面(5)で提示してきたものは「最近4年間の被告議会における陳情の取り扱いの状況」である。むしろこの事例の中にも規則に違反するものが潜んでいる可能性さえあり、そのような事例の集計が、東大和市議会会議規則第130条ただし書きが「議長預かり」であるとする被告の主張を裏付けるものとはなり得ない。

また、証拠として提出された乙3号証(正しくは「乙2号証」と思われる)は『議員必携』からの抜粋(写し)である。これは昭和29年(1954年)6月10日初版発行、平成19年(2007年)5月25日第8次改訂新版2刷発行とあるとおり、現在の状況を反映していると

は言い難い。

また、その編集者が全国町村議会議長会とあるように、地方自治体一般のものではなく、町村に限られた事例を示すものに過ぎない。さらにその内容に至っては、「従来陳情については請願と同一の取扱いをする町村が多かったが最近、単なる資料配布扱いをする件数がふえてきている。」(傍点原告)と述べるにとどまり、「請願と同一の扱いをする町村」の事例が相対的に少数であることを示すものですらない。

(2) 被告準備書面(6)の証拠について

被告準備書面(6)においても、この傾向は同様であった。被告は乙2号証(本来は「乙3号証」と思われる)で栃木県小山市議会、および和歌山県御坊市議会のホームページを引用し、「議長預かり」の正当性を主張しているが、なぜ栃木県であり、和歌山県の例であるのか、なぜ東大和市が含まれる地方自治体である東京都の事例でないのかに疑問が残る。

ちなみに東京都小金井市と東京都狛江市の市議会ホームページの写しを添付する(甲22号証・甲23号証)。どちらも請願と陳情が差別なく対等に扱われる例である。とりわけ小金井市においては、好ましからざる表現があっても審査対象から外すことは無く、当該部分を墨塗にしたうえで委員会付託し上程している(電話確認 2022年1月26日:小金井市議会事務局薄根氏・狛江市議会事務局岸本氏)。

2021年7月に、原告が東京都の市区町村(島嶼部は除く)の地方自治体議会における請願との対照における陳情の取り扱いについて、電話とインターネットで調査した結果では、細部においては差異(窓口提出か郵送かによる扱いの違い・市民であるか否かの扱いの違い・内容によっては審査対象としない例)はあるものの、半数以上の地方自治体において原則的に陳情を請願と同等に扱っている。このことからすると、被告の例は極めて希少、または普遍的とは言えないものと推定せざるを得ない。

しかしながら、いずれにしても、これらのことはあくまでも他市の例に過ぎない。東大和市議会には東大和市のルールがある。それを示すものが東大和市議会会議規則である。「よそでそのようにしているから、うちでも同じようにしてもかまわない」というような対応が許されるのであれば、法律や規則はいらない。現時点で、このことについての論議が尽くされたとは言えない段階である。

3. 証人申請の必要性

被告は、「法律に根拠のない陳情」(答弁書2頁)と述べ、『議員必携』を引用し、「陳情は法的保護を受けるものではない。」(被告準備書面(5)1頁)と主張しているが、いずれも陳情一

般におけるひとつの解釈と、不確かな傾向を述べたものに過ぎない。本件における違法性の正否を分ける核心である東大和市議会会議規則に則ってのものとは到底言えない。

被告の示す他市の事例や書籍の引用は、被告主張の参考とも根拠ともならないばかりでなく、参考事例としても妥当性を欠くものである。

これまで被告は、提出された陳情の取り扱いについては市議会が「広範な裁量を有する」（被告準備書面（1）2頁）とし、「議長預かり」の正当性を主張してきた。また、「議長預かり」の法的な根拠として、準備書面（3）において東大和市議会会議規則第130条ただし書きをあげている。しかし同130条は「常任委員会に付託する必要がないと認めるとき」としているのみで、そのことが直ちに「議長預かり」の根拠を示しているとは言えない。

東大和市議会運営委員会、ならびに東大和市議会が、「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情（以下「当該陳情」と略す）を「議長預かり」にする理由とした「議会運営委員会申し合わせ事項等」（甲9号証）の「8.請願及び陳情の取り扱いについて」の「（2）審査になじまない陳情の取り扱いについて」について、その申し合わせを行った経緯、その法的根拠と東大和市議会会議規則第130条ただし書きとの関連が示される必要がある。また、当該陳情に対しこれを当てはめたことの正当な理由、法的な根拠が示されるためには、これに関わった当事者の証言が必要となる。

被告代理人から上記の具体的内容が示されない以上、当該陳情を「議長預かり」とした当事者である東大和市議会運営委員長佐竹康彦氏、ならびにその決定権者であり、2月14日（21日は未確認）の議会運営委員会にも同席していた東大和市議会議長 中間建二氏（いずれも当時）、また、東大和市議会に長年在籍があり、本件出来当時、議会運営委員であった中野志乃夫氏から直接これらのことを証言していただくことが必要である。

【付記 1】

誤字の修正：原告準備書面（4）2頁、下から5行目（空行は数えず）の「画展引水」は「我田引水」の誤りでしたので訂正願います。

【付記 2】

字句の補正：原告準備書面（5）2頁、上から4行目「委員会付託しないこと『議長預かり』を意味する」において、「付託しないこと」の後に「が、」が抜けていましたので補正願います。